



第一種住居地域
第一種低層住居専用地域

- 高さ制限 既存不適格部分
- 日影規制 影響範囲
- 地区計画 区画道路部分 (一方後退6m)
- 風致地区条例 壁面後退位置

留意点
 ・敷地、建物形状、配置については施設台帳を基としている
 ・建物高さは1988年給食室増築時日影図を基としている。
 ・道路幅員は図示幅員を記載している。
 ・住環境条例により、1000～1500mの環境空気を整備する必要がある。また、角地緩和を促す場合や主要道路については道路状の整備が求められる場合がある。

砧小学校 既存校舎検討資料
イメージ図